

内子町景観まちづくり計画



平成20年9月

愛媛県内子町

目 次

はじめに	
【巻頭言】 美しい内子をつくる	2
第1章 景観計画区域	5
第2章 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針	5
◎構想編	
第1節 いま、なぜ景観まちづくりなのか	
第2節 景観に関する町民の問題意識	
第3節 美しい内子をつくるための基本的考え方	
第4節 内子町の景観まちづくりの全体像	
◎計画編	
第1節 はじめに	16
第1項 目的、定義	
第2項 本計画の概念図	
第3項 本計画の構成	
第2節 景観計画の目標	19
第1項 景観計画の目標	
第2項 町、町民、事業者の責務	
第3節 景観計画区域における良好な景観の形成に関する事項	21
第1項 景観構造と景観タイプ	
第2項 地域の景観特性と景観形成の方向	
第3項 景観タイプ別景観形成方針	
第4節 景観計画重点区域	40
第1項 景観計画重点区域の設定	
第2項 景観計画重点区域の景観形成	
第5節 町民が主体的に良好な景観の形成を進めるための取り組み	49
第3章 景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用に関する基準	50
第1節 景観重要公共施設の整備に関する方針	
第2節 景観重要公共施設の占用許可の基準	
第4章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項	61
第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	62
第1節 景観重要建造物の指定の方針	
第2節 景観重要樹木の指定の方針	
第6章 良好な景観形成のための行為の制限	64
第7章 屋外広告物の表示及び屋外広告物の掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項	73
資料編	
①景観計画重点区域のマンセル値（基準値・推奨値）色彩表	
②景観重要建造物として指定すべき候補一覧	
③景観重要樹木として指定すべき候補一覧	
④景観まちづくりに関する住民アンケート調査報告	
⑤景観法	
⑥内子町景観まちづくり計画検討委員会等名簿	
⑦計画策定の主な経緯	

はじめに

「内子町景観まちづくり計画」は、景観法が平成16年に制定されたことを踏まえて、景観行政団体に指定され、内子町が初めて策定した景観に関する基本計画です。

景観法では、基本的な内容を決めるのは国や県ではなく、景観行政団体が行います。これは景観の良し悪しは、それぞれの地域によって異なるので、そこに住まう人たちが判断するものであるという前提に基づいているからです。また、実際に優れた景観を守り、育てるのもそこに暮らす地域の人たちに他なりません。このように、景観まちづくり計画は、基本的に内子町が独自の考え方に立って策定するものです。

また、その主体が地域の住民であることから、行政だけで計画内容を一方的に決めても、住民の理解や協力がなければ、「絵に描いた餅」になってしまいます。

この「内子町景観まちづくり計画」は、行政職員による現地調査、住民アンケート、住民説明会などを通して、景観に関する現状や町民意識を把握・分析するとともに、他の自治体の事例なども参考にして策定しました。

しかしながら、現実には、景観まちづくりについての町民の意識や取り組みは多様であり、これが優れた景観であるというような明確な合意が形成されているともいえません。つまり、これから町内の各地域において、具体的な対象や問題を取り上げて、議論を深めていく必要があります。したがって、この計画は今後内子町において、本格的に景観まちづくりの施策や活動を進めていくための、ひとつのたたき台という性格が強いといえます。今後、町民や関係団体、事業者の間で話し合いを行い、あるいは実際の活動に取り組んでいくなかで、より具体的な区域設定や施策などを決めていくことになり、議論の進展や取り組みの経験を確認しながら、年々、計画の「バージョンアップ」を行っていくものと考えております。

このような「景観まちづくり計画」の特性に配慮をいただき、町民の皆様がさまざまな場面で景観づくりに取り組まれ、「町並みも村並みも山並みも美しい内子町」にともに住む喜びを感じられるようになることを切に期待します。

平成20年9月

内子町長 河内 紘一

【巻頭言】 美しい内子をつくる

かつては美しかった日本の景観

外国、特に欧米諸国に行くと、都市でも農村でも景観が美しいのに驚かされる。これは、建物でも屋根や窓をはじめ、いたるところに規制を設けて、景観保全を行っているからでもある。日本の景観が乱れている大きな理由は、外国に比べて、いわゆる「建築の自由」が強く経済性の追求が何よりも優先され、景観への配慮は二の次にされてきた結果であると思われる。日本も昔は世界的に見ても、非常に美しい国であった。当時、日本にきた外国人たちは、いかに日本が美しいかをいろいろな文章に残している。しかし、明治になって外国の文化を取り入れるのに急なあまり、本来持っていた美しさを失ってきた。

平成 19 年に日本を訪れた外国人旅行者は過去最高の 835 万人であったが、残念ながら美しい日本を観に来ている外国人は、世界的には多くはない。世界で一番外国からの観光客が多いのはフランスで年間 7,910 万人といわれており、次いでスペイン(5,850 万人)、アメリカ(3,300 万人)などが続くが日本は 30 位であった。(2006 年 WTO まとめ)

景観法制定で景観行政が本格的にスタート

ここへきて、日本もようやく「観光立国行動計画^{*1}」、「美しい国づくり政策大綱^{*2}」を発表し、それに沿って「景観法^{*3}」が動き出した。

内子町においても町並保存によって来訪者を増やす努力をしてきたが、伝統的建造物群保存地区以外の地域の景観を保全するための手立てがほとんどなく、このままでは、魅力のない町になってしまうのではないかと危惧していた。この景観法を拠り所にして、内子町もこれから本格的に景観まちづくりに取り組むが、景観保全は、成果がすぐにでるものではなく地道な努力が必要である。これまでの町並保存事業の経験からも、都市化を目指す景観行政では「まちづくり」として成功するものではない。あえて、都会のような人工化、過密化とは対極の方向をめざしていく必要もある。

内子も試行錯誤で取り組んできた

内子町もこれまで、景観づくりを心がけてきた。例えば役場の建設行政主管部署を「建設デザイン班」という名称にしたのは、経済性を追求する土木行政において、景観やデザインにも配慮せよという警鐘を鳴らす意味であえて「デザイン」という言葉を入れた。

しかし、一方で河川等の災害復旧事業において、コンクリートで実施してしまい村並み保全を進めている内子町としては、こんなことはすべきではなかったと反省している。いまは、美しい景観は自ら戦いとるものだと痛感している。

*1 平成 15 年 7 月の観光立国関係閣僚会議において、「観光立国行動計画」が決定された。

*2 平成 15 年 7 月 11 日、国土交通省の「美しい国づくり委員会」は、美しい景観づくりのための基本的考え方や具体的な施策を示した「美しい国づくり政策大綱」をまとめ公表した。

*3 平成 16 年 6 月 18 日に制定された景観に関わる法律（法律第 110 号）。景観法と同時に公布された景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、都市緑地保全法等の一部を改正する法律と合わせて景観緑三法と呼ばれる。

内子に「まほろば」を創りたい

美しい内子町といっても、地域ごとに異なるので、これから地域の人たちとともに、何が美しいのか話し合っていく必要がある。かつての国土美化運動の標語に「僕のおうちも景色のひとつ」という言葉があったが、この標語をしっかりと意識してほしい。

内子町が交流しているドイツのローテンブルク市では、「古い家のない町は、思い出を持っていない人間と同じだ」という言葉がある。だから、古い建物をとても大切にしている。また、森も大切にしている。ドイツでは、戦後の厳しい時期にも、森の木を切って薪にするのを我慢して森を育ててきた。私たちもドイツから学ぶことはたくさんあると思う。

また、中国には「蔵風得水^{*4}」という言葉があり気が洩れないように、周囲が山で囲まれ、風をおさめ、水を得ることができる土地のことで、昔の人はこういう土地に家建てた。こういう場所は、日本でいえば「まほろば^{*5}」といえるだろう。内子町にもぜひ「まほろば」といえるような素晴らしい場所を創りたいと思っている。

「花から団子」のまちづくり

これから景観まちづくりを進めていくうえでは、景観よりも当面の経済性のほうが大切だという考え方と対決していく必要がある。内子町のまちづくりは、「花より団子」ではなく、「花から団子」であると説明している。花、つまり早急に成果に結びつかなくても地道に景観まちづくりを進めていく作業を積み重ねていくと、団子、つまり経済的な成果も得られるという考え方である。内子町は、国、県、町民とも協議し、理解を得ながら、長期的視点に立って、美しい内子町を創っていくことが必要である。

エコロジーとエコノミーを結びつける

内子町は、エコロジータウンをめざしている。エコロジーのなかには、エコノミーも含まれている。エコロジーとエコノミーを結びつけたまちづくりが内子のまちづくりであると思う。また、内子には、町並みから村並みへ、そして山並みへ、というキャッチフレーズがある。歴史的町並み保存に取り組み、そのなかで行政も町民も、次第に新しい価値観を獲得してきた。その経験を踏まえて、村並み保存、つまり農村の景観や文化を守り、そして山並みの自然を守るという、基本的な戦略を立てている。この基本戦略に沿って、これから景観まちづくり計画をつくり、内子町に適した景観を創っていききたい。

自治会の力を発揮させる

景観保全は行政だけでは成果を上げることができない。なんといっても住民がその気になって、自らの発想と創意工夫で景観づくりに取り組んでいかなくては全く進まない。

特に内子町では、住民自治、地域自治を基本に据えており、自治会が力を発揮する必要がある。そのため、内子の景観は、単なる景観計画ではなく、「景観まちづくり計画」と

*4 背後に高い山があり、左右の山脈とその内側を流れる川が土地を抱きかかえるようにして囲み、前方に開けているような地形を、風水で「蔵風得水（ぞうふうとくすい）」の吉相地という。

*5 まほろばとは、「素晴らしい場所」「住みやすい場所」という意味の古語。

あえて呼んでいる。住民自らが美しい地域のイメージを共有して、その実現のために、智慧や力を発揮することが、内子の景観まちづくりの基本である。

立派な計画、立派な条例があっても、それだけでは、絵に描いた餅あり、いくら立派なことが計画のなかにたくさん書いてあっても、それが地域の景観まちづくりに具体的に実現していかなければ意味がない。高い理想を掲げながらも、内子町の現実から出発して、内子町に適した景観まちづくりの進め方を編み出すことが必要である。

「除去・保護・転用・付加」の基本方針

中国のまちづくりについて「除去・保護・転用・付加」という考え方がある。これは内子町の景観まちづくりにも、活かせる重要な考え方である。「除去」は、景観を損なうものをもかく除去することで、例えば不法投棄のゴミとか見苦しい看板などを取り除くことである。次の「保護」とは、「保全」と同意語で歴史的に重要なものや美しい景観は守っていくことで、われわれが歴史的町並みを保全してきたことがまさにこれに該当する。

「転用」は、使われなくなった建物とか、要らなくなった施設などはすぐに安易に取り壊してしまうのではなく、新しい使い方で活用すること。従来の用途を転じて、新しい時代に合った活用方法を見出していくことである。

最後の「付加」は、どうしても必要な施設は新たに造るほかないが、従来の環境や景観をなるべく壊さないで、あくまで慎重に付加していくことである。このような基本方針を持ったうえで、身の回りを見渡して、まず出来るところから具体的な活動に取り組み、成果を上げていく、その成果を目の当たりにして、また次の活動への力にしていくというような、実践的な姿勢が重要である。

【景観まちづくり計画策定検討委員会での河内町長談話より】